

リース特別控除取戻税額に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------	-------------	-----	-----

旧 租 税 特 別 措 置 法 適 用 条 項			1				
供 用 廃 止 設 備 の 明 細	資 産 区 分	種 類	2				
		資 産 の 名 称	3				
		賃 借 年 月 日	4	昭 平 . .	昭 平 . .	昭 平 . .	
		リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数	5	月		月	
		事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	6	昭 平 . .	昭 平 . .	昭 平 . .	
		事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	7	平 . .	平 . .	平 . .	
		事 業 の 用 に 供 し た 月 数 (7)－(6)	8	月		月	
		税 額 控 除 限 度 額 相 当 額	9	円		円	
	税 額 控 除 限 度 額 相 当 額	基 準 リ ー ス 料 (9)× $\frac{\quad}{100}$	10				
		税 額 控 除 限 度 額 相 当 額 (10)× $\frac{\quad}{100}$	11				
供 用 年 度 の リ ー ス 特 別 控 除 額 (別表六(二十五)「6」の供用年度分)		12					
供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	供 用 年 度 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (11)と(16)のうち少ない金額)	(12) 既 特 取 適 た る の に 別 戻 用 資 産 の リ 控 し を 受 け う ー 除 ち ス の の け が	(36) の 計	13			
			①又は(①＋②)	14	/		
			(13) ＋ (14)	15			
		供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 特 別 控 除 額 相 当 額 (12)－(15) (マイナスの場合は0)	16				
		①	17	②			
		供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	供 用 年 度 後 に お け る 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 控 除 実 施 額 の 合 計 額 (別表六(二十五)「7」の合計額)	18			
	供 用 年 度 の 取 得 に 係 る 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (別表六(二十五)「9」の供用年度分)		19				
	(18) の うち 供 用 年 度 前 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 控 除 実 施 額		20				
	供 ー の う ス 取 を が 用 ス 対 ち 特 戻 受 あ 年 特 象 既 別 し け 度 別 設 に 控 の た 場 の 控 備 リ 除 適 資 合 リ 除 の ー の 用 産		(37) の 計	21			
			③又は(③＋④)	22	/		
			(21) ＋ (22)	23			
	(18)のうち連結納税の承認を取り消された日 前5年以内に開始した各連結事業年度にお ける繰越税額控除限度超過額の控除実施額		24				
	供 用 廃 止 設 備 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 控 除 実 施 相 当 額 (18)－(19)－(20)－(23)－(24) (マイナスの場合は0)		25				
	(11) － (17)		26				
	供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (25)と(26)のうち少ない金額)		27	③	④		
	供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (17)＋(27)		28				
	取 戻 税 額 の 計 算	(11) と (28) の う ち 少 な い 金 額		29			
リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 (29)× $\frac{(5)-(8)}{(5)}$		30					
リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 の 合 計 額		31	/				
供用廃止設備の供用年度に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細							
資 産 の 名 称	32					計	
事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	33	昭 平 . .	昭 平 . .	昭 平 . .	/		
事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	34	昭 平 . .	昭 平 . .	昭 平 . .	/		
リ ー ス 費 用 の 総 額	35	円		円	円	円	
供 用 年 度 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	36						
供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	37						
リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (36)＋(37)	38						

別表六（二十四）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が平成19年改正前の措置法（以下「平成19年旧措置法」といいます。）第42条の6第6項《中小企業者等が特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定等の適用を受ける場合又は連結法人が平成19年旧措置法第68条の11第6項《中小連結法人が特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定等の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、供用廃止設備の供用年度の異なるごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「基準リース料¹⁰」、「税額控除限度額相当額¹¹」及び「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額¹⁹」の各欄の記載に当たっては、次によります。

(1) 平成19年旧措置法第42条の6第6項又は第68条の11第6項の規定等の適用を受ける場合には、
「基準リース料¹⁰」とあるのは $(9) \times \frac{10}{100}$ として記載します。
「税額控除限度額相当額¹¹」とあるのは $(10) \times \frac{7}{100}$ として記載します。

(2) 平成19年旧措置法第42条の7第6項《事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》又は第68条の12第6項《事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定等の適用を受ける場合には、

「基準リース料¹⁰」とあるのは $(9) \times \frac{10}{100}$

「基準リース料¹⁰」又は $(9) \times \frac{60}{100} \times \frac{35.50}{100}$ 又は $(9) \times \frac{75}{100}$

「税額控除限度額相当額¹¹」とあるのは $(10) \times \frac{11}{100}$

「税額控除限度額相当額¹¹」として記載します。
 $(10) \times \frac{5 \text{ 又は } 7}{100}$

(3) 平成19年旧措置法第42条の10第6項《沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》又は第68条の14第6項《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定等の適用を受ける場合には、

「基準リース料¹⁰」とあるのは $(9) \times \frac{10}{100}$

「税額控除限度額相当額¹¹」とあるのは $(10) \times \frac{15}{100}$

「税額控除限度額相当額¹¹」として記載します。
 $(10) \times \frac{15}{100}$

(4) 平成19年旧措置法第42条の11第6項《情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》又は第68条の15第6項《情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定の適用を受ける場合には、

「基準リース料¹⁰」とあるのは $(9) \times \frac{42}{100}$

「税額控除限度額相当額¹¹」とあるのは $(10) \times \frac{10}{100}$

「税額控除限度額相当額¹¹」として記載します。
 $(10) \times \frac{10}{100}$

(5) 平成14年改正前の措置法第42条の6第6項《電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定の適用を受ける場合には、

「基準リース料¹⁰」とあるのは $(9) \times \frac{60}{100}$

「税額控除限度額相当額¹¹」とあるのは $(10) \times \frac{11}{100}$

「税額控除限度額相当額¹¹」として記載します。
 $(10) \times \frac{7 \text{ 又は } 8.4}{100}$

(6) 平成18年改正法附則第106条《情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧措置法」といいます。）第42条の11第11項《リース情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》又は平成18年改正法附則第132条《連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年旧措置法第68条の15第11項《リース情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定の適用を受ける場合には、

「基準リース料¹⁰」とあるのは $(9) \times \frac{60}{100}$

「税額控除限度額相当額¹¹」とあるのは $(10) \times \frac{11}{100}$

「税額控除限度額相当額¹¹」として記載します。
 $(10) \times \frac{10}{100}$